

# 報道発表資料

相談解決のためのテストから No.77

平成 26 年 9 月 18 日独立行政法人国民生活センター

消費生活センター等の依頼に基づいて実施した商品テスト結果をご紹介します。

# 触れたところとげが刺さった折りたたみ傘

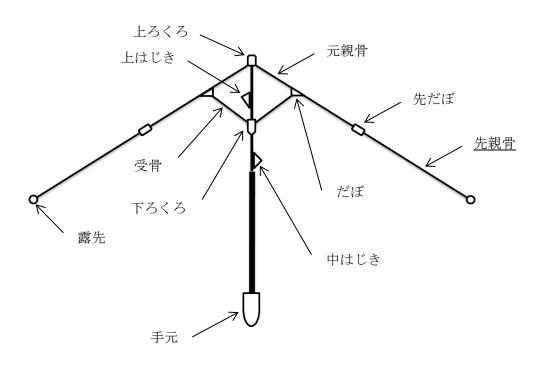
# 1. 依頼内容

「2年前に購入した折りたたみ傘のプラスチック製の骨が左手に触れ、とげが刺さったようになり、病院で抜いてもらった。商品に問題がないか調べてほしい。」という依頼を受けました。

#### 2. 調査

当該商品は、折りたたみ傘で、先親骨に白色の樹脂様の素材が使用されていました(図)。相談者は、この先親骨を触ったところ、とげが刺さったようになったとのことでした。

# 図. 折りたたみ傘の各部名称



当該商品の先親骨の表面をマイクロウォッチャーで観察したところ、先親骨の表面に繊維状のささくれが露先から先だぼに向かって出ている様子が確認できました(写真)。

そこで、先親骨を取り扱ったときにささくれが刺さることがないかを調べるため、先親骨を 先だぼから露先に向かって軸方向に粘土で擦る操作を行った後に、粘土の表面を観察したとこ ろ、粘土に繊維状のとげが刺さることがありました。

なお、元素分析等の結果、この繊維状のとげはガラス繊維と考えられました。



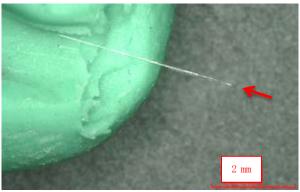


写真. 先親骨の表面(左)と、粘土に刺さった繊維状のとげ(右)の様子

当該商品に縫い付けられたタグに記載されていた取り扱いに関する表示には、先親骨のささ くれに関する記載や触れないようにする等の注意表示、先親骨の材質の表示はみられませんで した。

# 3. 解決内容等

依頼センターがテスト結果を事業者に説明したところ、今後は、販売する商品に先親骨のさ さくれに関する表示や触れないように等の注意表示を付けるよう検討しているとのことでした。 相談者には、事業者から、返品返金の対応がされました。

本件問い合わせ先

商品テスト部:042-758-3165